

死刑囚の人権と刑の時効について

—東京地裁60.5.30決定を素材として—

結城洋一郎

目 次

はじめに

- 一 「帝銀事件」をめぐる事実経過
 - 二 東京地裁決定の概要
 - 三 決定に示された時効不完成説の検討
- むすび

はじめに

死刑の確定判決を受けた死刑囚が、その後死刑の執行を受けることなく30年の長きに亘って拘置され続けるという事態は、本来立法者の予想しなかった¹⁾異常な事態と思われるが、いわゆる「帝銀事件」の犯人とされた平澤貞通氏につき、この稀有な事例が発生した。

これを契機として、拘置された死刑囚（以下、これを収監死刑囚と呼ぶことにする）に対する刑の時効の成否をめぐり、様々な法律問題が提起されることとなった。その最大にして最終的な論点は、いうまでもなく、刑法三二条の法意が収監死刑囚に対しても死刑が執行されずに満30年が経過すれば時効の完成を認める趣旨か否かということであるが、これに付随して、いくつかの憲法問題が不可避免的に生じることになる。もし、刑法三二条の法意が、収監死刑囚に対し時効の進行・成立を認めぬ趣旨であると解すれば（以下、このように解する

1) 大谷實教授は、こうした事態は「いわば法律の予想しなかった事実」であるとされる。参考文献表⑭論文67頁。なお、本稿19頁参照。

立場を時効不完成説、時効成立を認める趣旨と解する立場を時効完成説と呼ぶことにする)、第一に、逃亡犯との均衡上憲法一四条の平等原則に反しないか、第二に、長期に亘る身体の拘束の後に死刑を執行することは、その実質上、終期不明の自由刑と絞首を併科するにも等しく憲法三一条の罪刑法定主義に反しないか、第三に、死刑囚を長期に亘って日々死の恐怖の下に置き、遂にその生命を剥奪することは憲法三六条の禁止する残虐な刑罰に該当しないか、という問題がこれである。

このような憲法上の問題は、刑法三二条の合憲性如何という問題であると同時に、刑法三二条の解釈の前提をなす要素の一つでもある。即ち、もし仮に、同条項が文理上は時効完成を認める趣旨とも認めぬ趣旨とも解釈可能であるとすれば、憲法適合的な解釈が採用されるべきことに論議の余地はないからである。

このように、収監死刑囚に対する刑の時効の問題は、刑法内在的な問題と憲法問題とが不可分に結び付いた問題であり、その帰結は、死刑囚の自由・生命という人権問題を直接的に左右する性質をもつものである。

これらの問題が本格的に論議されるようになったのはごく最近のことであるが(後掲参考文献参照)、こうした中、平澤貞通氏の身柄の釈放を求める人身保護請求事件に対する東京地裁決定²⁾が出された。この決定には、時効完成説と不完成説の双方から提起されたこれまでの論点がほぼ網羅的に集約されている。そこで、本稿では、本決定を素材としてそこに示された時効不完成説の論理に対し、時効完成説の立場から批判的検討を加えようと試みるものである。

一. 「帝銀事件」をめぐる事実経過

周知のように「帝銀事件」とは、その本体としては戦後間もない1948年1月26日午後、帝国銀行椎名町支店に発生した強盗殺人事件のことをいう。この事件には前後していくつかの関連事件があり(別表(1)参照)、これらのうち、銀行強盗関連事件を一般に「帝銀事件」、詐欺関連事件を「日本堂事件」と呼ぶならわしである。そして、その全ての事件の犯人とされたのが平澤貞通氏であ

2) 東京地裁昭60. 5. 30決定。判例時報1152-28。

った。

同氏は1948年8月、帝銀事件の犯人として逮捕され、その取調べ中、日本堂事件について自白したため同件について起訴され、その間帝銀事件についても自白したことにより本件について追起訴されるに至った。その後、氏は自白は拷問等によってなされた虚偽のものである旨主張したが、第一審の東京地裁は検察側の主張をほぼ全面的に認めて氏に死刑の判決を言い渡し、これに対する控訴も棄却され、上告審においても1955年4月6日、棄却判決が下された¹⁾ため、翌56年5月7日、死刑判決が確定することになった。しかし、平澤氏は自己の無実を訴え続け、今日に至るまで再審請求17回、恩赦出願5回、そのいずれにも係属していない日数は合計82日に過ぎないといわれる²⁾。

このような事情も影響してか³⁾、平澤氏は死刑の執行を受けることなく拘置され続け、1985年5月6日、死刑判決確定後満30年が経過することとなった。この間、刑の執行停止の措置がとられたこともないことから、刑法三二条の規定に基づき平澤氏に対して死刑の時効が成立するのではないかと、との問題が生じるに至ったのである。

こうした事態には先例がなく、従って、先にも述べたように、これまで死刑囚に対する刑の時効の成否について本格的な議論がなされることはなかった。この間にあって、藤木英雄教授が「刑法三四条では、時効は刑の執行につき犯人を逮捕したるによりこれを中断すると定められているので、当然、死刑の執行にいたるまで刑法一一一条二項により監獄に拘置されている状態の続く間は、時効は進行しないと解すべきであろう」⁴⁾と説明していたのは「まさに例外で

- 1) 第一審、東京地裁昭25. 7. 24判決。控訴審、東京地裁昭26. 9. 29判決。上告審、最高裁大法廷昭30. 4. 6判決。以上三件は全て刑集9. 4. 663 に登載されている。
- 2) 再審請求と恩赦出願状況の詳細及びその間の日数計算については、判時1152-43, 44に一覧表が掲載されている。
- 3) 帝銀事件はその手口が奇怪なものであったため、平澤犯行説には当初より警察内部においてすら疑問を抱く者が多かったといわれる。こうした事情も死刑執行を躊躇させる大きな一因をなしたと思われる。帝銀事件を扱った文献は多いが、関係判例・主要文献の紹介を含んで最も詳細なものとして、遠藤誠編著『帝銀事件と平澤貞通氏』1987年（三一書房）、が参考になる。
- 4) 藤木英雄『刑法講義総論』1975年、373頁。

あった」⁵⁾といわれる。まして、これに関する憲法上の問題が意識されることは皆無であったといっても過言ではない。

こうした状況の下で、時効完成説に基づき、30年に亘る死刑不執行の後の拘置は違法な身体の拘束であるとして、平澤氏の即時釈放を求める人身保護請求が出され、この問題に対する初めての裁判所の判断が求められることになったのが本件人身保護請求事件である。

後に見るように、東京地裁は時効不完成説に立って請求者らの主張を斥け、その特別抗告審においても時効不完成説が採用された。かくして、平澤氏は1987年5月10日、遂に釈放されることなく八王子医療刑務所内で死亡した(95才)。これによって本件人身保護請求という問題自体は事実上解消されることとはなったものの、現在、同氏に対する違法な身体拘束を理由とする国家賠償請求事件が最高裁に係属中であり、平澤氏をめぐる死刑の時効に関する法的諸問題はいまだ未解決の状態にある。

別表1

帝銀関連事件総体

帝銀事件		日本堂事件
①安田銀行荏原支店 (強盗殺人未遂・松井蔚名刺使用)	22.10.14	
	11.25	①預金通帳等詐取
	12.25頃	②預金通帳偽造
	12.27頃	③偽造私文書行使、詐偽未遂
	12.28頃	④偽造私文書行使、小切手詐取
	12.29頃	⑤日本堂事件(詐偽未遂)
山口二郎名刺注文	23. 1.17	
山口名刺受取	1.18	
②三菱銀行中井支店 (強盗殺人予備、山口名刺使用)		
③帝国銀行推名町支店 (強盗殺人、同未遂、山口名刺使用)	1.26	
安田銀行板橋支店(小切手換金)	1.27	

5) 宮澤浩一、参考文献表⑬論文、155頁。

別表 2

帝銀事件の推移

23. 1.26 帝銀事件発生
 8.21 帝銀事件の犯人として平沢貞通氏逮捕
 9. 3 日本堂事件で起訴
 9.21 帝銀事件につき、自白を始める
 10.12 帝銀事件で起訴
 25. 7.24 東京地裁判決
 26. 9.29 東京高裁判決
 30. 4. 6 最高裁判決
 5. 7 判決確定
 以後、再審請求17回、恩赦出願5回、いずれにも係属していない日数82日
 37. 7.24 東京拘置所より宮城刑務所（仙台拘置支所）へ
 60. 4.29 八王子医療刑務所へ
 60. 5. 6 満30年経過
 5.30 人身保護請求事件東京地裁決定
 7.19 同、最高裁決定
 61. 3.28 国家賠償請求事件東京地裁判決
 12. 3 同、東京高裁判決〔上告〕
 62. 5.10 死去（95歳）

二. 東京地裁決定の概要

東京地裁決定は平澤氏らの人身保護請求を棄却したが、そこに示された時効不完成説の概要は次の通りである。

① 刑法32条の文理解釈 刑法三二条は、「時効ハ刑ノ言渡確定シタル後左ノ期間内其執行ヲ受ケサルニ因リ完成ス」と規定し、その一号に「死刑ハ三十年」と定めているが、「其執行」とは「死刑を言い渡した確定裁判の執行を意味すると解することも文理上十分可能」であり、又、「刑の時効制度の趣旨、刑の時効の中断に関する刑法三四条との統一的解釈の必要性その他の点から考えるとこのように解釈せざるを得ない」。

② 刑法一一一条二項の拘置の性格 「生命刑たる『死刑』という刑罰の執行行為としてはあくまでも監獄内での絞首を意味するものではあるが、それに至

るまでの監獄内での拘置は、固有の意味での刑罰ではないものの」「死刑の執行行為（絞首）に必然的に付随する前置手続として」「死刑執行手続の一環をなすもので」あり、「死刑を言い渡した裁判が確定したことにより、その裁判の執行としてなされるものである。」

③ 刑の時効の制度の趣旨 「刑の時効の制度が設けられた趣旨については…
…犯罪に対する社会的な規範感情が時間の経過とともに次第に緩和され、やがて必ずしも現実的な処罰を要求されないまでになることを主眼として考えるべきである。こうした考えは、一定期間の経過とともに形成された社会的事実関係、長期間継続した事実状態を一つの秩序とみて、この秩序を尊重し、覆えさないことがかえって社会的安定に資するとする、すべての時効制度に共通する理念にあい通じるものである。」

これを死刑の時効についてみると、死刑囚が拘置されている場合には「刑の時効を進行させる基礎となる事実関係は存在しない。」死刑囚は「死刑の執行手続の一環として拘禁されているのであって、まさに死刑の執行を受けるべき者として一貫して扱われ、一般社会から隔離されているものである。そうして社会一般もそのことを認識しているのであって、規範感情の緩和という点では…自由刑が現に執行されている場合と選ぶところがない。また時の経過とともに形成された一定の社会的関係の尊重という点からしても、一般人と同様の社会生活を送ってきた者……との間では本質的に異なる面があるといわざるを得ない。」

④ 刑の時効の中断との関係 「刑法三四条一項によれば、死刑についてもその執行のために犯人を逮捕することが時効の中断事由となることが明らかなのであるが、このことは、……刑法は、死刑を執行するために犯人の身柄を拘束することを、死刑の時効の進行の基礎となった事実とあい反する事実と当たると評価していることが明らかである。」すなわち、「時効制度においては、刑法は、拘置を死刑の執行と同視して……これを時効の中断事由にしたものと考えざるを得ない。もしそうでないと解するならば、絞首による死刑の執行自体に着手しない限り、死刑の時効の中断を認めなかったはずである。」

「刑法三四条一項の死刑の時効の中断に関する右の解釈を前提として同法三二条を合理的に解釈すれば、死刑の執行を前提として身柄を拘置されている場合には、そもそも時効が進行し得る状態にはないと解さざるを得ず、したがって、同条における『其執行』には、死刑の確定裁判の執行としてなされる身柄の拘置が含まれると解するほかない。」

⑤ その他の点に対する判断 ㊦ 逃亡者に時効が成立し、被拘置者には時効が成立しないことから来る不均衡は「刑の時効の制度から不可避免的に生ずる結果で」あって、この「相対的不公平さは、そもそも、刑の時効の制度に内在する性質」であるから本来已むを得ないものである。

① 死刑執行の時期については「あらゆる事情を総合して慎重に決すべきものであるから」死刑囚が「三〇年を超える期間身柄を拘置されたからといって、それだけで死刑の時効の完成を認めなければ憲法三六条所定の残虐刑の禁止に触れるということにはなら」ず、「裁判で言い渡した刑以外の刑を執行したことになるものではなく、また、罪刑法定主義にも反するものでもない」。

以上が時効不完全説を支える東京地裁決定の論理の骨格であるが、その言わんとするところは、時効中断事由に関する議論(④)の末尾にも明らかなように、要するに、時効中断に関する規定は死刑のための拘置を死刑の着手・執行と同視していると見るほかないのだから、収監死刑囚に時効が進行するはずはなく、そうであるならば翻って刑法三二条についても同趣旨に解さねばならず、そのためには「其執行」の「其」を刑のみと狭く解する訳にはいかないので、「刑を言い渡した裁判」と解し、その中には「拘置」も含まれると広く解釈せざるをえない、というに尽きるであろう。

結局、本決定における時効不完全説の論拠は、「時効の中断それ自体が問題となっているのではなく、そもそも、当初から時効が進行し得たのかが争点となっているのではあるが」(決定文)、その実質上の唯一の基礎を時効中断の規定に求めるものと思われる。そして、そのことからもたらされる様々な法的問題、例えば同一文言に対する解釈の不統一、時効停止規定の存在意義、種々の

憲法問題等は、法が時効不完成を規定している以上、全て法の許容するところであるとして「解決」しようとするものと言えるであろう。

そこで、次に、こうした決定の論理の妥当性を検討する。

三. 決定に示された時効不完成説の検討

以下では、決定に示された時効不完成説の問題点を、概ね決定の論理展開の順に則して検討する。

(1) 法解釈の原則

時効完成説と不完成説の最終的な分岐点は、刑法三二条に言う「其執行」を、「刑」（即ち絞首）¹⁾そのものの執行と解すべきか、それとも「刑を言い渡した確定裁判」（即ち、絞首と拘置）の執行と解すべきか、という一点にかかっている。

ところで、法を解釈するに当たっては、特段の事情、即ち、必要かつ合理的な理由が無い限り、先ずもって文言に忠実な、そして、他の条文の用法とできるだけ統一的な解釈をなすべきことは言うまでもない。また、一見、複数の解釈が可能と思われる場合や、同一文言に統一的な解釈を行うことが困難であるような場合には、憲法に、より適合的な、即ちより人権保障的な解釈を行うべきことは当然の事理である。

これを本件について見れば、刑法三二条は、「時効ハ刑ノ言渡確定シタル後

1) 死刑における「刑」とは「絞首」それ自体を言う、という点については刑法学界上ほぼ異論はないようである。異説として、渥美東洋教授の次の指摘がある。「刑法は、死刑判決確定後、執行されないまま三十年が経過したとき時効が完成する、と定めているが、その一方で死刑囚はその執行まで監獄に拘置し（一一条二項）、さらに、執行のため逮捕した時、刑の時効は中断する（三四条）と規定している。この条文から明らかなように、『拘置』は死刑の執行の一部をなしており、平澤氏のような拘置されている死刑囚は、『逮捕』の段階から時効が中断し続けている。『死刑の執行は監獄内で絞首による』とする刑法一一条一項の規定の趣旨は、絞首以外の方法での公開処刑など、野蛮な執行を排することであり、この規定を盾に『死刑の執行に拘置は含まれない』とする論理はそもそも誤っている。」（渥美東洋「拘置は執行の一部」朝日新聞、1985. 5. 9。）

左ノ期間内其執行ヲ受ケサルニ因リ完成ス」とあり、「其」が受けるべき名詞を「刑」と解することが最も文言に忠実な解釈というべきであり、後に続く「一 死刑ハ三十年」という文章との脈絡からしても自然な解釈というべきである。また、このように解することは、刑法——一条二項「死刑ノ言渡ヲ受ケタル者ハ其執行ニ至ルマテ之ヲ監獄ニ拘置ス」における「其執行」の唯一可能な解釈（即ち「刑」の執行）にも合致し、かつ、結果として死刑囚に対して時効成立を認めることになる点で人権保障的帰結を導き、他に、何らの不都合をもたらすことのない解釈というべきである。

ところが、決定のとる解釈は、「其」を敢えて「刑ノ言渡」を受けると解し、そのことにより、「刑ノ言渡を執行する」という日本語が成立しないという不都合が生ずるため、その内容を「刑を言渡した裁判の執行」と読み替えたうえで、死刑執行のための身体の拘束たる「拘置」も「其執行」に含まれると拡張解釈するという二重の操作を加えるものである。

このような解釈は、一見して不自然なものであるが、決定自身の採用する解釈の統一性という点からしても疑問を残す。決定は、前記刑法——一条二項「死刑ノ言渡……其執行」における「其執行」は「刑」の執行であると解しつつ、刑法三二条「死刑ノ言渡……其執行」については、「裁判」の執行と解する。又、刑訴法四四二、四四八条の「刑の執行を停止する」という規定においては、「言渡」という文言が存在しないにもかかわらず、「刑と拘置」（即ち裁判）の執行を停止するという意味に解し、他方、刑訴法四七九条一項「死刑の言渡を受けた者が心神喪失の状態に在るときは、法務大臣の命令によって執行を停止する。」同二項「死刑の言渡を受けた女子が懐胎しているときは、法務大臣の命令によって執行を停止する。」という規定における執行とは、「言渡」という文言が存在するにもかかわらず、「刑」のみの執行と解し、心神喪失の死刑囚に対しても、懐胎している死刑囚に対しても、拘置の執行停止を行うことはできないと言うのである。

このような本決定の解釈は、何ら必要かつ合理的な理由を伴うことなく、文言の忠実な解釈に反し、他の条文の解釈との整合性を欠き、結果として反人権

的な帰結をもたらすものであって、きわめて疑問というほかない。

もっとも、本決定は、先に見た如く、こうした解釈の正当性の最終的拠り所を、時効中断制度との整合性に求めるのであるが、この点については後に検討する。

(2) 時効制度の趣旨

次に、決定は、時効制度の趣旨をいわゆる「規範感情緩和説」²⁾に求めつつ、収監死刑囚には時効の進行を認める基礎となるべき事実関係（決定は、これを「一般的社会生活関係」という）は存在しないから、収監死刑囚に対して時効が成立することはありえない、と言う。

ところで、時効制度の趣旨は、決定も述べるように、「長期間継続した事実状態を一つの秩序とみて、この秩序を尊重し、覆えさないことがかえって社会的安定に資する、とする、すべての時効制度に共通する理念」に立脚するものであろう。そして、その基礎には、「権利の上に眠るものはこれを保護せず」という言葉に端的に示されているように、権利又は権限の不行使（怠慢）に対する消極的評価の側面と、事実状態の継続によって利益を受けている者を保護するという積極的評価の側面という二面的要素が底位しているものと思われる。

これを刑の時効について見れば、本来刑の執行を受けるべき犯罪者が、何らかの理由により刑の執行を受けることなく一定期間が継続した場合、国家が刑を執行しなかったという権限不行使に対する消極的評価と、刑の不執行によってもたらされた犯罪者等の利益（人権）への積極的評価に基づき、犯罪者を処罰することによって得られる社会的利益に対し、犯罪者を刑罰から解放することによって得られる社会的利益を優越させるに至る、というのが刑の時効の趣

2) わが国の通説とされる。例えば大塚仁教授は、「時効によって刑罰権が消滅する理由については、従来、種々の見解が行われている」として、①改善推測説、②罪証消滅説、③苦痛説、を紹介した上で「しかしながら、時効制度の本旨は、犯罪に対する社会的な規範感情が、時間の経過とともにしだいに緩和され、やがて必ずしも現実的な処罰を要求されないまでになる点に求められるべきであろう（規範感情緩和説）。これは、わが国の通説でもある。」としている。（大塚仁「刑の時効及び刑の消滅」団藤重光編『注釈刑法（1）総則（1）』1964年、240頁。

旨であると思われる。

そして、上記のあい対立する二つの社会的利益の優劣は、事実の世界において計量することはほぼ不可能事というべきであるところから、法は、予め時間という尺度によって定型的にその優劣を決するのである。

こうした時効制度の趣旨・本質に照らして本件、収監死刑囚に対する時効の成否を考えるならば、刑の執行を受けぬままに満30年を経過した場合につき時効成立を否定するに足る必要かつ合理的な理由は見出し難い。即ち、30年間逃亡し続けた死刑囚に対して時効が成立することには議論の余地がないところ、逃亡死刑囚も、収監死刑囚もともに、法律上は本来刑を受くべき者でありながら、事実上刑の執行を免れている者であることに何の変わりもない。又、刑の執行を受けないという事実が規範的に承認されることによって重大な利益を享受する点についても両者全く同様である。この両者を分かつものがあるとするれば、それは唯一、収監死刑囚はその身体を拘束されていた（これが「刑の執行」でないことは本決定も認めるところである）ということのみである。

ところで決定は、拘置されている状態は一般的社会生活関係とはいえないから、収監死刑囚には時効を進行させるための基礎となるべき事実は存在しないと言う。しかしながら、決定は、そこに言う一般的社会生活関係とはいかなるものかという定義を示すこともなく、又、一般的社会生活関係なるものが存在しなければ、何故に時効が進行しないのかという十分な理由を示すこともない。

例えば、逃亡犯が山中深く独りこもって、一般社会と断絶した生活を続けていたとしても、法の定める一定期間が経過すれば時効が成立することには議論の余地がないのであるから、時効成立の前提的事実状態としての「一般的社会生活関係」なるものが、決定の言う「一般の社会人としての日常生活」（これとても曖昧ではあるが）である必要がないことは明らかであろう。又、逃亡犯が他の犯罪によって逮捕・収監されたとしても、当該刑の時効は進行するのであるから³⁾、ここにいう一般的社会生活関係が「身柄を拘束されていない状態」

3) 「逃走中の受刑者を逃走罪の捜査のため、または、他の犯罪の被疑者として逮捕した場合、刑の執行について逮捕したのではないから、ここにいう逮捕(時効中断

を意味しえないことも明らかである。してみれば、一般的社会生活関係とは、「当該犯罪に関し身柄を拘束されていない状態」とでも解する他なく、これは、結論をもって前提とするトートロジーに属する議論である⁴⁾。

ちなみに、決定は、収監死刑囚に時効が進行しない理由として、彼は「死刑の執行を受けるべき者として一貫して扱われ……社会一般もそのことを認識している」という点を挙げている。しかしながら、逃亡犯とて、法的には一貫して刑の執行を受けるべき者として扱われているのであり、収監死刑囚とて、事実上は一貫して刑の執行を受けずに生き長らえているのである。又、逃亡犯一般が、刑を受けるべき者としての社会的認識を免れているという保障はなく、逆に、収監死刑囚と言えど、一般世人の忘却を免れ得ないものでもなからう。してみれば、決定の上記指摘は、収監死刑囚に対して時効成立を否定する論拠とはなりえないものと言わざるを得ない。

更に、もし逃亡犯が逃亡中一様に一般人並の自由を享受しているのだとすれば、これに対し、収監死刑囚は30年の長きに亘って自由を拘束され、しかも日々絞首の恐怖に直面し続けたのであるから（刑の執行が停止されれば時効の進行は停止する——刑法三三条——から、時効を完成させる30年とは日々死に直面した30年ということになる）、逃亡犯に比し、その贖罪の程度は大というべく、加えて、逃亡犯は逃走という犯罪行為（刑法九七条以下）によって刑の執行を免れたに過ぎないのに対し、収監死刑囚は国家の不作为によって合法的に刑の執行を免れている者なのであるから、時効制度の趣旨・本質、即ち、権限不行使に対する消極的評価と、継続した事実から生ずる利益に対する積極的評価といういずれの要素から見ても、収監死刑囚を逃亡犯に比して不利益に扱うべき理由はないと言うべきである。それにもかかわらず、もし、法が収監死刑囚に対しては時効の進行・完成を認めぬ趣旨と解するのであれば、それは、合理的

事由としての逮捕のこと——引用者）にはあたらない。……刑が数個ある場合には、逮捕は、その理由となった刑についてのみ中断理由となる」。大塚・前掲書、247頁。

4) 本決定全体を支える論理的基盤が時効中断事由との関連性にあるとすれば、その発想の基盤は「身体を拘束された者に時効なし」という考え方であろう。決定全体の論理は、この不動の前提を出発点として構成されたもののように思われる。

理由なくして、逃亡犯と収監死刑囚を差別的に取扱うものとして憲法14条の平等原則に反し、このような解釈は、法を敢えて憲法に反する意味に解するものとして排斥されるべきものである⁵⁾。

(3) 時効中断事由とのかかわり

本決定を含む時効不完全説は、その最終的拠り所を時効中断事由との関係に求めていると思われる。

決定は、「刑法は、拘置を死刑の執行と同視して……これを時効の中断事由にしたものと考えざるを得ない。もしそうでないと解するならば、絞首による死刑の執行自体に着手しない限り、死刑の時効の中断を認めなかったはずである」という。

法が逮捕行為や拘置と、死刑の執行（絞首）を同視しているとは、いかにも奇異な表現であるが、ここに言わんとする決定の論理は、恐らく次のようなものと思われる。

① 刑法三二条は、刑が執行されていない状態を時効進行・成立の要件としている。

② 刑法三四条は時効の中断事由として「刑ノ執行ニ付キ犯人ヲ逮捕シタル」ことを挙げているから、法は刑の執行のために逮捕されている状態を時効進行に反する状態と見なしている。

③ 上記①②を総合すれば、逮捕行為は刑が執行されない状態とはあい反する状態と評価されていることになるから、法は逮捕と刑の執行を同視していることになる。

5) 決定は、受刑者と逃亡者を例にとり、前者には時効が成立せず、後者に時効が成立するという相対的不公平さは本来時効制度そのものに内在するものであって法の予定するところであるから、逃走死刑囚と収監死刑囚の間に生ずる不均衡も本来法の許容するところである、と言う。しかし、刑の執行を受けている者と受けていない者とが差別的に取り扱われることが例え合理的であったとしても、「だから」刑の執行を受けていない者同士の間にも差別があっても合理的だと言えないことは明らかである。その独自の合理的根拠を示すことなくして差別の正当性を証明することは不可能であろう。

④ 時効中断事由としての逮捕とは、刑を執行するための身体の拘束を言うが、死刑囚の拘置も死刑執行のための身体の拘束である。

⑤ 従って、拘置も逮捕と同様時効進行の前提となる事実状態とはあい反する状態であるから、法は拘置を死刑の執行と同視している、と。

以上のような前提に立って決定は、逃亡死刑囚が逮捕された場合、彼は一般的社会生活関係から刑の執行のために身体を拘束された状態に入ることによって、刑の執行を受けたと同視されるに至り、それによって時効は中断されることになるが、これを収監死刑囚の置かれている状態と比較して見ると、両者の間には、刑の執行のために身体を拘束されているという点においても、現に絞首という刑そのものは執行されていないという点においても差異はないのであるから、両者ともに、時効進行の基礎となる状態の中にはいないものと見るほかない、と考えるのであろう。従って、もし刑が執行されない限り、身体を拘束された状態に置かれても時効が進行するというのであれば、逃亡死刑囚について逮捕行為が時効を中断することは矛盾であり、法は逃亡者についても絞首そのものが執行されない限り、時効の中断を認めなかったはずである、と結論するものと思われる。

しかしながら、例え決定の論理が上記の如きものであるとしても、こうした議論に賛同することはできない。

先ず第一に、逮捕にせよ、拘置にせよ、法がこれを刑の執行と同視しているとする議論は、上記①の前提、即ち、刑法三二条は刑が執行されていない状態の継続を時効成立の要件とする、という前提がなければ成り立たないものである。もし、刑の不執行状態以外の要素が時効進行の要件に含まれているとするならば、時効中断事由を刑の執行と同視しなければならない理由はないからである。

このことは、時効制度の核心が「刑の不執行状態の継続」にあること、そして、決定自体もそれを承認していることを雄弁に物語っている。ところが、決定は結論においてこの正当な前提を放棄して、刑法三二条は、「刑を言渡した裁判」が執行されていないことを時効進行の要件としていると解し、拘置も又

裁判の執行であるから収監死刑囚に時効は進行しない、とするのである。だがもし、刑法三二条の法意が決定の言う如くであるとするならば、拘置はそれ自体の効果として時効の進行を妨げるのであって、これを刑の執行と同視しなければならない理由はないはずである。

第二に、決定は、逮捕が時効中断事由とされる以上、拘置されている者に時効進行を認めることは矛盾であると言うが、この点もまた疑問である。

先に述べたように、時効制度の大前提は、一定の事実状態の継続である。これに対し、時効の中断とは、中断事由発生以前の事実状態の継続（時間の蓄積）を無に帰せしめる一種の打撃であり、「継続」に対する質的「転換」ともいべきものである。転換という現象が完了すれば、そこから再び新たな事実状態の継続が開始されることは言うまでもない。

これを死刑囚について見れば、逃亡死刑囚は、逃亡し続ける限りその状態の継続によって時効進行の恩恵にあずかる。逃亡状態とは、死刑囚から見れば、身柄を拘束されず、事実上刑の執行を免れている状態であり、国家から見れば、身柄を確保しえない為に刑を執行したくとも事実上執行不可能な状態である。しかし、逃亡死刑囚が逮捕されれば、そこに事実状態の質的転換が生ずる。即ち、逃亡死刑囚にとっては、身体が拘束され死刑の現実的恐怖に直面し、国家にとっては、死刑囚の身柄を確保することによって死刑を執行しようとするれば何時でもそれが可能となるのである。従って、法がこの質的転換に着目して逮捕を時効中断事由としたとしても、何ら不自然なことではない。

一方、収監死刑囚について継続する事実状態とは、死刑囚から見れば身体を拘束されながらも事実上刑の執行を免れている状態であり、国家から見れば刑の執行が可能であるにもかかわらずその権限を行使していない状態である。法がこの状態の継続という点に着目して、そこに時効の進行・成立を認めたとしても、それが時効制度の整合性を損うことになるとは考えられない。

時効制度の趣旨・本質が、権利（権限）不行使に対する消極的評価と継続する事実状態からもたらされる利益に対する積極的評価の二つの要素から成り、又、時効の進行と中断を基礎づけるものが、事実状態の継続と転換にあるとす

れば、時効停止の規定もまた整合的に理解しうる。

刑法三三条は「時効ハ法令ニ依リ執行ヲ猶予シ又ハ之ヲ停止シタル期間内ハ進行セス」と定める。法令によって刑の執行が停止されれば、国家にとって刑を執行することは法的に不可能となるのであるから、刑を執行できるにもかかわらず事実上執行していない状態とは異なり、ここには、怠慢といった非難を受けるべき消極的要素は存在しない。法はこの点に着目して、刑の執行が法的に不可能な場合には、時効の進行を停止させたものと考えることが可能となるからである。

このように、法はあくまでも「刑」の執行の有無を主眼として時効制度全体を整合的に設定したものと解され、又、そう解することに何の不都合も生じないと思われるのであるが、これに対し、決定は専ら「身体の拘束」を主眼として時効制度を理解しているかのように思われる。収監死刑囚も、逮捕された者も、身体が拘束されていることは自明である。しかし問題は、身体の拘束という一事をもって、何故に法はひとしなみに時効の恩恵を拒否していると解さねばならぬのか、ということであろう。これに対して身体の拘束という共通性をもち出しても意味はない。また、逮捕を時効中断事由としている以上法は身体の拘束を刑の執行と同視している、と解す必要もないことは先に述べた通りである。

このように考えてくると、決定が何故に身体の拘束という一点に主眼を置いて時効制度を理解しようと努めたのかという点に疑問を抱かざるを得ない⁶⁾。「刑」の時効というからには、刑の執行の有無こそが先ずもって問題とされるべきであろうし、「時効」というからには、一定の事実状態の継続と断絶こそが問題とされるべきものと思われるからである。

(4) 憲法三一条、三六条とのかかわり

これまで述べて来たように、刑法は、拘置されたまま刑の執行を受けること

6) 「身体の拘束されている者に時効なし」という不動の前提が存在するのではないかという疑問が生じる所以である。

なく30年が経過した場合において当該死刑囚につき刑の時効が完成すると規定しているものと解される。

しかしながら、これに反し、収監死刑囚に対して時効の進行・成立はないと解するならば、そこには様々な憲法問題が生じざるをえない。この解釈に立てば、結果として逃亡収刑囚と収監死刑囚を、何らの合理的理由なくして差別的に取扱うものとして憲法一四条の平等原則違反の問題を生じることになる点については既に述べた通りである。そこで、ここでは、その他の憲法問題、即ち、憲法三一条及び三六条とのかかわりについて考察する。

もし決定の言うように、収監死刑囚に時効が成立せず、30年以上の拘置後であっても死刑の執行が可能であるとするならば、当該死刑囚にとって、死刑判決とは実質上、絶対的不定期刑⁷⁾と絞首とを併科されたにも等しいことになる。死刑囚は何時執行されるかも分からない絞首を終期として、如何に長期に亘ろうとも身柄を拘束されることになるからである。

ところで、絶対的不定期刑は罪刑法定主義の禁ずるところであり、絶対的不定期刑と死刑の併科ということはわが国法上ありえず、本件平澤氏について言えば、併科の判決が下されたという事実もないのであるから、上記いずれの点からしても時効不完成説の帰結は憲法三一条の罪刑法定主義に反すると言わべきである。

また、執行停止の措置をとることなく、死刑囚を30年の長きに亘って日々死の恐怖に下に置き続けること自体、実質上、拷問に等しいものと言えはすまいかとの疑問が生じるが、更に加えて、その後死刑を執行するということになれば、「不必要な精神的、肉体的苦痛を内容とする人道上残酷と認められる刑罰」⁸⁾即ち、憲法三六条の禁止する「残虐」な刑罰に該当すると言わざるをえ

7) 西村克彦教授はこの点に関して次のように述べる。「拘置の実態——法律関係でなく——は禁錮刑と同じである。それは三〇年を極限とする『相対的不定期拘禁』ともいうべきものである（そう解しないと、憲法の禁止している『絶対的不定期刑』に等しくなる）。すると、何らかの理由で死刑囚が処刑を免れる場合には、拘置のほうも三〇年以内でその裁判の執行を終わったものとして身柄を釈放される、というように考えるのは暴論であろうか。」（西村克彦・参考文献表⑦論文、33-34頁。）

8) 最大判昭23.6.30, 刑集2-7-777。

ない。

本件平澤氏は死刑囚であり、現実としては死刑の執行を受けることなく死亡した。このことが、時効不完成説によってもたらされる刑罰の残虐性への認識を弱める一因となっているのではないかと思われる。即ち、「生き長らえただけでも感謝すべきだ」といった感情が一般に働きはすまいかとの懸念が生ずるからである。しかしながら、時効不完成説の論理は死刑囚についてのみ妥当する訳ではないし、死刑囚が獄内において天寿を全うすることを保障するものでもない。例えば、今仮に、法が答刑を定め（答刑自体の問題性はしばし置く）、その前置手続として犯罪者を拘置するものとし、更に答刑の刑の時効を、例えば5年としているような場合を想定する。時効不完成説によれば、犯罪者が拘置されている限り時効は進行しないのであるから、彼が何十年の長きに亘り、刑の執行を受けることなく拘置され続けても彼は決して時効の恩恵にあずかることはできないということになる。またもし、その後、彼が遂に刑の執行を受けることなく獄死したとして「答で打たれなかつただけでも感謝すべきだ」と言えるだろうか。現実的な可能性はともかくとしても、時効不完成説の論理的帰結はこのようなものである。

立法政策上も、事実上も、身体の拘束に時間的限定を付し、執行停止の手続によって囚人を刑執行の恐怖から解放することが容易に可能であるにもかかわらず、刑の執行を目的として無期限に人の身体を拘束し、日々刑執行の恐怖下に置き続けた上で、遂には当該刑の執行を可能とするような刑罰制度は「不必要な精神的、肉体的苦痛を内容とする人道上残酷とみとめられる刑罰」制度と言わざるを得ない。

本決定は、「死刑の確定裁判を受けた者がその執行を前提として三〇年を超える期間身柄を拘置されたからといって、それだけで死刑の時効の完成をみとめなければ憲法三六条所定の残虐刑の禁止に触れるということにはならない」と言う。その趣旨は、三〇年を超える拘置とその後の刑の執行は、一般的には残虐刑に該当するが、例外的に、真にやむを得ない事情が存在する場合には残虐とはならない、ということであろうか。もしそうであるとすれば、本件にお

いて真にやむを得ない事情とは何か問題となるが、決定が挙げる事情とは、再審請求と恩赦の出願がくり返し出されていたということのみである。確かに、こうした事情は、死刑の執行が行われなかったことの説明にはなりうる⁹⁾。しかし、憲法三六条にかかわる問題の焦点は、何故死刑執行が行われなかったかという点にあるのではない。本件において、三〇年を超えて死刑囚を死の恐怖に直面させ続けることに真にやむを得ない事情が存在したのか、換言すれば、その間執行停止を行うことを妨げる真にやむを得ない事情が存在したのか、ということが問題なのであり、本件における残虐性とは、30年を超えて人を死の恐怖の下に置き続けること、そしてその後遂に死刑を執行することの残虐性である。しかし、本決定は、この点に関しては何ら語るところがないのである。

(5) その他の問題

拘置された死刑囚に対し刑の時効が成立するか、という問題は、二重の意味で立法者の本来予想しなかった問題と思われる。一つには、立法者は、死刑の確定判決を受けた犯人が刑の執行を受けることなく30年以上もの間拘置され続けるというような事態そのものを予期していなかったと思われ¹⁰⁾、また一つには、刑の執行停止と、それによる時効停止の規定が存在する以上、時効の成立要件を満たす30年が満了するというような事態を予想してはいなかったと思われるからである。

しかしながら、現実にはこの予測外の稀有の事態が生じるに至った。こうした事態に直面し、時効不完成説は法条文をあらゆる角度から死刑囚に不利益に解釈し、死刑囚の生命の負担において事態の「解決」を図ろうとしたもののように思われる。

9) 刑事訴訟法四七五条二項但書は、再審請求、恩赦出願中は死刑執行を行わなくてもよい旨を定めているから、刑の不執行そのものは正当である。この点については時効完成説と不完成説に対立はない。しかし、過去の権利(権限)不行使が正当であったからといって、将来の権利(権限)の行使がそれだけで正当化されるものでないことは明らかであろう。

10) 刑事訴訟法四七五条は、死刑の執行は原則として判決確定後六箇月以内になされるべきものと定めている。

本決定も述べるように、刑法三二条にいう「其執行」が「『刑』の執行の意味であると解釈することも文理上は可能」なのであり、むしろこの解釈こそが最も自然な解釈というべきものである。時効不完成説の不自然さは、論者自身をして「いささか強弁にすぎるとの印象を免れない」¹¹⁾と言わしめる程のものであった。時効不完成説は、敢えてこうした不自然な解釈をとり、同一文言を多様に読み替えてまで何故に死刑囚に不利益な結論に固執しなければならなかったのであろうか。刑の時効に関しては、法条文に最も素直な解釈こそが、他の条文の用法とも整合的であり、「疑わしきは被告人の利益に」という近代刑事法の鉄則にも合致し、また（犯罪者をも含めた）あらゆる人間の人権が最大限に尊重されるべきものとするわが憲法の基本原理にも最も適合的な解釈であったはずである。

本決定は「法条の解釈については、その文理のみからだけでなく、その他に、当該規定の趣旨、他の法条あるいはその解釈との整合性、当該解釈をとることによって生じる利害の比較衡量等諸般の事情を考慮してその法条の予定している意味を合理的に導き出すべきものであり」本決定の解釈こそが「合理的、合目的解釈である」と言う。しかし、本決定がその時効不完成説の結論に至る過程において、死刑囚の利益がどのように配慮されたのか、人権保障という憲法の理念がどのような形で合目的的要素をなしたのかは不明であって、本決定はこれらの点について一言も論じてはいないのである。

時効完成説によってもたらされる現実的な「害悪」なるものがもし何かしら存在するとすれば、それは30年間死の恐怖に怯え続けた死刑囚がその生命と自由とを回復し、以後国家は彼に対する絞首刑の執行権を喪失するという以外にはなかろう。しかし、一方において法が30年間逃亡し続けた死刑囚に対して刑の時効成立を認め、そのことによって、死刑執行権の喪失からもたらされる害悪は死刑囚の生命・自由等の価値に優位しえないことを承認している時、こと収監死刑囚については刑罰執行権喪失の害悪が死刑囚の生命と自由の価値よりも大きいと判断しなければならない現実的必要性はどこにあるのだろうか。

11) 高田卓爾・参考文献表⑩論文, 10頁。

また決定は、収監死刑囚に時効を認めることは時効の趣旨を超えるとして次のように言う。

「拘置されてきた者を刑の時効によって一般社会に釈放するということになれば、それまで形成維持されてきた死刑の執行を受けるべき者としての生活関係をそのままの姿で尊重するということではなしに、それ以上の効果をもたらすことになるのであって、このことは先の時効の趣旨を明らかに超えるものである」と。

これは要するに、身体を拘束され続けた死刑囚に時効を認めると彼を釈放しなければならないことになるが、これでは、現状を尊重するという時効制度の趣旨を超えて、死刑囚に対して釈放という新たな利益を付与することになるから制度の趣旨に反する、という主張である。しかし、死刑囚にとって尊重されるべき状態とは、死刑の執行を受けないという状態であって、死刑囚に時効が成立するのは、死刑が執行されない状態が継続したからに他ならない。

これに対し、拘置とは、死刑執行に付随する単なる前置手続にすぎないのであるから、もし、死刑本体の執行の可能性が消滅すれば、その前置手続も当然に不要となり、これによって死刑囚が釈放されるのは至極当然のことである。従って、死刑囚の釈放は時効そのものの直接的効果というよりは、死刑の時効によってもたらされる付随的效果というべきものであろう。要するに、拘置が死刑執行のための必然的・付随的手続であることから、本体たる死刑に時効が成立する時は、その付随的手続の必要性も必然的に消滅するというに過ぎないのであって、死刑囚に時効を認めれば、身柄の釈放という付加的利益を新たに付与するというようなことになる訳ではない。

また決定は時効完成説をとると「それまで形成維持されてきた死刑の執行を受けるべき者としての生活関係をそのままの姿で」維持できなくなるから時効制度の趣旨に反すると言うが、刑の時効制度とはそもそも「それまで維持されてきた刑を受けるべき者としての」法的関係を解消し、「それまで維持されてきた刑の執行を受けざる者としての」事実関係に法的承認を与える制度なのであるから、時効完成説は時効制度の趣旨に反することはない。逆に、決定のよ

うな立場をとれば、時効は「刑を受けるべき者としての生活関係」を解消しえなくなるが、それでは刑の時効によって解消されるものとしては何が残るのであろうか。

最後に、本件拘束者らによって主張された「国家刑罰権」の行使と時効の関係について一言しておきたい。

拘束者らは、時効制度の趣旨は一定期間継続した「国家刑罰権が行使されない」状態の尊重にあるのだから、拘置という形で国家刑罰権の行使を受けている収監死刑囚に時効は成立しないと主張した。しかし、ここにいう「国家刑罰権」が具体的に何を意味するのかは明らかにされていない。これを最広義に解すれば、刑罰規定を定める立法行為自体が国家刑罰権の発現である。そこで拘束者らは、拘置は「死刑を言い渡した裁判の確定により具体化された国家の刑罰権」の発現であるから時効進行とはあい容れない状態である、と説明することになる¹²⁾。だが、「裁判の確定により具体化された国家の刑罰権」という概念も不明確であり、これに対しては沢登佳人教授の詳細な批判が存在する。即ち、拘束者らの前提に立てば、逃亡犯に対する追跡、搜索、逮捕、引致等は全て確定裁判によって具体化された国家刑罰権の発動・行使であるから、追跡等がなされている限り、逃亡犯について時効が進行しないという矛盾が生ずる、という批判がこれである¹³⁾。

おそらく、こうした批判の正当性を認めてであろう、本決定は拘束者らの主張を容れず、身体拘束という一事に着目して時効不完成説を組み立てたのであった。

むすび

以上考察してきたように、時効不完成説は、①法の文言を不当に拡大し、②他の条文との整合性を欠き、③被拘束者に時効なし、という前提によってのみ

12) 以上、判時1152-33~34。同旨のものとして、大谷實・参考文献表⑤論文、16頁、福田平・参考文献表⑩論文、7頁、宮澤浩一・参考文献表⑬論文、155頁。

13) 沢登佳人・参考文献表⑥論文(一)、38頁。

成立しうるところの、④反人権的帰結をもたらす解釈であって、賛同しがたいものである。これに対し、時効完成説は、法の文言上最も自然な解釈であり、他の条文の解釈とも整合性ある、そして何よりも憲法の基本理念に適合的な解釈であると思われる。

なお、本決定の後、裁判所によって同種の三つの判断が下された。その一つは、本件の特別上告審における最高裁決定¹⁾であるが、そこで最高裁は本決定の判断を正当なものとして抗告を棄却している。また、他の二つは、30年を超える平澤氏の拘束は違法であるとしてなされた国家賠償請求事件における一・二審判決²⁾であるが、この二つの判決も、本決定の論理をほぼ全面的に踏襲している。

このように、これまで出された四つの裁判所の判断はいずれも時効未完成説をとるものであった。しかし、上記国家賠償請求事件は現在、最高裁に係属中であり、その正当な判断が期待されるところである。

1) 最高裁，昭60. 7. 19決定，判時1158-28。

2) 東京地裁，昭61. 3. 28判決。東京高裁，昭61. 6. 20判決，判夕624-263。

参考文献

- ① 遠藤誠「刑の時効」『法学セミナー』1984. 10. 112.
- ② 奥平康弘「『コード』と『コンテキスト』」『法学セミナー』1984. 11. 8.
- ③ 遠藤誠「刑の時効再論（上）（下）」『法学セミナー』1985. 3. 34, 4. 71.
- ④ 庭山英雄「刑の時効」『法学教室』1985. 6. 1181.
- ⑤ 大谷實「死刑の時効について」『判例タイムス』552. 11. (1985)
- ⑥ 沢登佳人「死刑囚の時効について（一）（二）」『法政理論』18. 2. 2, 3. 46. (1985)
- ⑦ 西村克彦「刑の時効という制度について」『ジュリスト』1985.11. 1. 32.
- ⑧ 瀧賢太郎「死刑の確定判決を受けた者につき刑法11条2項による拘置がなされている場合における死刑の時効の進行の有無（一）（二）（三）」『研修』1985. 445. 71, 446. 59, 447. 55.
- ⑨ 同「死刑の時効について」『警察学論集』38.10.41. (1985)
- ⑩ 福田平「死刑の時効について」『判例時報』1165. 3. (1985)
- ⑪ 佐藤昭夫「三〇年の拘置と死刑の時効」『早稲田法学』1986. 2. 1.
- ⑫ 初宿正典「『帝銀事件』人身保護請求事件」『ジュリスト』1986. 6. 10. 25.
- ⑬ 宮澤浩一「死刑判決確定後拘置されたまま三〇年を経過した場合と刑の時効の成否」『ジュリスト』1986. 6. 10. 25.
- ⑭ 大谷實「死刑判決確定後拘置されたまま30年を経過した場合と刑の時効の成否」『法律のひろば』38. 11. 65. (1987)
- ⑮ 高田卓爾「帝銀事件の残したもの」『法学教室』1987. 9. 6.